和歌山映像クラブ会則

- 1 名 称 本会は、『和歌山映像クラブ』と称する。
- 2 事務局 本会の事務局は、会長宅または事務局長宅におく。
- 3 目 的 本会は、アマチュア映像の愛好者が集まり、映像制作に関する技術の向上と、 会員相互の親睦を図ると共にビデオを通して一般の方々を支援する。
- 4 構成 本会は、アマチュア映像の愛好者で構成し、性別・年齢は問わない。
- 5 行事 本会は、目的達成のため次の行事を行う。
 - (1)毎月1回例会(4月は総会)を開催し、会報を発行する。
 - (2) 随時撮影会・研究会・コンクール・作品発表映写会などを催す。
 - (3)他映像クラブと交流する。
 - (4)一般のビデオ愛好家に対し、映像学習研究会を実施する。
 - (5) 我々のビデオ撮影技術や編集技術を一般の方々の公益活動に役立てる。
 - (6)表彰する。
- 6 役 員 本会に、次の役員をおく。
 - (1)会長1名の他、副会長、事務局長、幹事、会計、監事をおく。
 - ア 会長は、会を統括し、本会を代表する。
 - イ 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
 - ウ 事務局長は、本会の事務を統括し、会員ならびに他団体との連絡を担当する。
 - エ 会計は、本会の会計を掌握し、毎年総会で会計報告を行う。
 - オ 監事は、会計の監査を行い、その結果を総会に報告する。
 - カ 幹事は、本会行事の企画・記録・会報の発行などを担当する。

(例会・研究会・撮影会などの企画運営を含む。)

- (2)前項に規定する役員の外、会長が総会の承認を得て顧問、相談役を置くことが出来る。
- 7 役員の選出
 - (1)会長は、次のいずれかの方法により、総会において選出する。
 - ア 総会における会員の互選
 - イ 役員会の総会への推挙
 - (2) 副会長・事務局長・幹事・会計は、会長が任命する。
 - (3) 監事は、総会において選出する。
- 8 役員の任期
 - (1)役員の任期は、総会の翌日から翌々年の総会の日までとする。但し、再任を妨げない。
 - (2)補充又は増員により選任された役員の任期は前任者又は他の現任者の残任期間とする。

- 9 機 関 本会に、次の機関を置く。
 - (1)総 会
 - ア 総会は、本会の最高決議機関で、毎年4月に開催する。 また必要に応じて、会長が臨時総会を招集することができる。
 - イ 総会の成立は、構成人員の過半数とし、議決は出席人員の過半数とする。 委任状による出席は認める。
 - ウ議長は、会長がこれに当たる。
 - エ 総会の決議事項は、次の事項とする。
 - (ア)会長、および監事を選出する。
 - (イ)前年度の行事および会計決算の審議、承認
 - (ウ)新年度の行事計画および予算案の審議
 - (エ)会則及び運営基準の改正
 - (オ)その他重要な事項
 - (2)役員会

ア 役員会は、会長が招集し、本会の運営に関する必要事項を協議する。

10 会 計

(1)本会の運営資金は、入会金・通常会費・臨時会費・寄付金および補助金などの収入をもってこれに充てる。

ア 入会金は1,000円とする。

イ 通常会費:

上半期 $(4\sim9月)3,500$ 円、下半期 $(10\sim3月)3,500$ 円とし、1年分を総会時に納入する。

- ウ 中途入会者は入会時期に応じて納入する。
- エ 納入済みの会費は返却しない。
- オ 臨時会費:総会懇親会費など、必要に応じて徴収する。
- (2)本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

11 入退会等

- (1)本人の申し出による。但し、入会については会員の推薦を必要とする。
- (2)年間1回も例会・総会・その他の本会行事に参加なく、会費の納入が3ケ月以上ないものは、自主退会と認める。
- (3)本人がやむ得ない事情で本会の行事等に参加できないときは本会に届け出をし、承認を得て休会とすることができる。 尚、休会中の会費は徴収しない。

12 慶弔慰

(1)会員本人に不幸のあった時、香典として1万円を供え弔慰を表わす。 また、クラブ間の交流の一つとして、必要に応じ祝・弔電をもって敬意を表す。

13 雑 則

(1)本会則に定めなき事項は、役員会の協議によって採決し、総会または例会で会員に告する。

附則

- 1 この改正後の規定は令和2年4月1日から適用する。
- 2 令和元年度の会計年度は、令和2年3月31日限りとする。

運営基準

1 例 会

- (1)「第一部〕 作品発表タイム
 - ア 発表作品は、新作・旧作・改作を問わない。
 - イ原則としてタイトルをつけ、編集を完了したもの。
 - ウ 原則15分以内のもの。長編も可とするが、上映途中で打ち切る場合もある。
 - エ 映像の貸し借りは可とする。(場合により不可とすることもある)
 - オ 著作権・肖像権などに充分注意すること。
- (2)[第二部] 事務連絡タイム
 - ア 本会運営上必要な事務連絡を行う。
- (3) 「第三部] 試写・情報交換タイム
 - ア 本編集、ラッシュ、試験的・実験的映像の試写、再写による意見交換・助言・相談など、 作品制作向上のための場とする。
 - イ 参考作品を上映する。
 - ウ 技術情報を交換する。

2 研 究 会

- ア作品の完成度を高めるため、適宜開催する。
- イ 必要に応じて、外部より講師を招聘する。
- ウ 開催日・テーマなどは、例会または会報で通知する。
- エ 撮影会の事前・事後の研究の場としても利用する。

3 撮 影 会

ア 担当役員が会員の要望も勘案して企画し、詳細は例会・会報で通知する。

4 年度賞コンクール

- ア 年1回、3月に行う。
- イ 原則として、年間例会発表作品を以って行う。 但し、他のコンクールに入賞した作品は除く。
- ウ 審査は原則として第三者(作品について講評の出来る人)に委嘱する。

5 表 彰

年度賞コンクール

ア 金賞(1名) 金賞には生馬賞(生馬杯)を授与する。 生馬賞は本会創設者・故生馬氏を記念して設けられたもので、本会に おいて最高の栄誉賞とする。

イ 銀賞(1名)

ウ 銅賞(1名)

<上記3賞にはそれぞれに杯(持ちまわり)を授与する。>

6 和歌山県アマチュア映像連盟への加入

本会会員は、目的達成のため、和歌山県アマチュア映像連盟に自動的に加入する。会費は、当分の間、クラブ会計を以ってこれにあてる。

7 きのくにふれあい学習研究会への加入

一般のビデオへの関心を高めることを目的として、きのくにふれあい学習研究会へ加入する。

8 和歌山市NPO・ボランティア推進協議会への加入

和歌山映像クラブのビデオ撮影技術や編集技術を公益活動に役立てるため加入する。

- 9 公式行事への参加に伴う交通費算出基準
 - ア 公式行事(県映像連盟役員会)に参加するために 発生する交通費は文書を以って請求することが出来る。
 - イ 交通費算出基準

交通機関を利用した場合・・・運賃(実費)

車を利用した場合・・・有料道路通行料(実費)、燃料費(実費)、駐車料金(実費)、 車代(車提供者¥1,000/台)